

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年3月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300364号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300087号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年12月31日から昭和60年1月1日に訂正し、昭和59年12月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

昭和59年12月31日から昭和60年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和59年12月31日から昭和60年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年12月31日から昭和60年1月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和59年12月31日と記録されており、同年12月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。昭和60年1月の給与明細書によると厚生年金保険料が控除されているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求者に係る社員名簿により、請求者のA社における退職日は昭和59年12月31日であると確認できることから、請求者は請求期間も同社に継続して勤務していたと認められ、請求者から提出された同社における給与明細書により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求

者の昭和59年12月31日から昭和60年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。